

マキタ倫理指針のガイドライン

このガイドラインは、マキタの『倫理指針』を具体化したものであり、マキタグループの取締役、監査役、役員、執行役員、従業員全員が日常の業務を遂行する過程で、順守すべき行動基準を定めた手引書です。

皆さんが日常業務を遂行する中で、倫理やコンプライアンスの観点から迷うことが生じたときは、このガイドラインに従って行動してください。また判断に迷う場合には、上司、内部監査室または関係部門に相談してください。

このガイドラインに違反した場合には、就業規則等により処罰されることがあります。

なお、発覚の前に自らが関与した違反事実を報告した場合は、情状による処分の減免がされることがあります。

1. 法律順守

マキタの企業活動に関係する法律の内容を理解し順守する。

法律について不明な点があれば、法務課に相談してください。

2. 社内規則の順守

就業規則をはじめとする社内規則の内容を理解し順守しなければならない。

マキタの正当な利益に反する行為またはマキタの信用、名誉を毀損する行為をおこなってはならない。

会社の有形、無形の資産を不当に利用してはならない。

職場において政治、宗教など、業務に無関係な活動は行ってはならない。

社内規則について不明な点があれば、人事部福利厚生 G に相談してください。

3. 人権の尊重

あらゆる企業活動の場面において、すべての人の基本的人権を尊重しなければならない。

また、人種、肌の色、性別、年齢、国籍、出身、家柄、性的指向、性自認、婚姻歴、宗教、政治的信念、心身障がい、健康状態などの理由による差別や個人の尊厳を傷つける行為（セクシャルハラスメントやパワーハラスメントをはじめとするあらゆる種類のハラスメントを含む）をおこなってはならないし、これらを許してはならない。さらに、多様な人材が活躍し、最大限の力を発揮できるよう、個人の多様性を尊重しなければならない。

強制労働や児童労働についても排除を徹底しなければならない。

人権について不明な点があれば、人事部福利厚生 G、内部監査室、法務課に相談してください。

4. 社会規範の順守

社会の一員として、社会常識に沿った倫理的な行動をしなければならない。

マキタに求められる企業倫理を十分に認識し、高い道德観、倫理観に基づき社会的良識に従って行動しなければならない。

社会規範について不明な点があれば、内部監査室に相談してください。

5. 環境保全

開発、生産、物流、販売、サービス、廃棄などの段階において、資源やエネルギーの効率的利用とリサイクル化に努め、環境への負荷を低減し、脱炭素社会の実現に向けた貢献を含め地球環境の保全に取り組みなければならない。

環境保全について不明な点があれば、環境・保全室環境 G に相談してください。

6. 情報管理

会社の機密情報ならびに第三者から開示を受けた機密情報は厳重に管理し、これを漏洩したり、業務以外の目的に使用してはならない。

会社の機密情報を業務上社外に開示する必要があるときは、秘密保持契約を締結するなど、漏洩防止に留意しなければならない。

個人情報厳重に管理し、正当な理由なく第三者に提供したり、本人に明示していない目的に使用してはならない。

退職後も、会社の機密情報や個人情報を漏洩したり、いかなる目的にも使用してはならない。

外部からの問い合わせ等に対しては、担当部門にまかせ、個人の判断で対応してはならない。

例えば、マスコミからの問い合わせは総務課、ユーザーからの問い合わせは営業（営業企画課）が担当する。

不正な方法により取引先、競争会社等の秘密情報にアクセス、またはこれを入手してはならない。

情報管理について不明な点があれば、法務課に相談してください。

7. 贈与・接待の制限、贈賄の禁止

取引先への接待・贈答をおこなう場合は、健全な商慣習や社会的常識を逸脱してはならない。

取引先から接待・贈答を受ける場合には、社会的常識の範囲内にとどめ、それを超えるものを受けてはならない。

国内外を問わず公務員等に対して不正な利益の供与（ファシリテーションペイメントを含む）をしてはならない。

※ファシリテーションペイメント…行政サービスの円滑を目的として行われる小口の現金支払。多くの国で禁止されています。

贈与・接待や贈賄について不明な点があれば、内部監査室に相談してください。

8. 企業情報の開示

株主、投資家等に対し、マキタの経営内容、事業活動状況等の情報の開示を関係法令に従いタイムリーにおこなわなければならない。

企業情報の開示について不明な点があれば、総務課に相談してください。

9. インサイダー取引規制

投資判断に著しい影響を及ぼすマキタまたは取引先の『重要事実』を知ったときは、その事実が公表されるまでは、マキタまたは取引先の株式等の売買等をしてはならず、また他人に対して、『重要事実』の公表前に、マキタまたは取引先の株式等の売買等をさせることによって当該他人に利益を得させ、または当該他人の損失の発生を回避させる目的で、マキタまたは取引先の株式等の売買等することを勧めてはならない。また、未公表の『重要事実』は、業務遂行上必要と認められかつ上司の許可がない限り、社内外を問わず伝達してはならない。なお、マキタの株式等の売買等をするときには、事前に『自社株式等売買届出書』を総務部長に提出することになっています。

インサイダー取引規制について不明な点があれば、総務課に相談してください。

10. 不公正な取引禁止と適正な取引先の選定

独占禁止法等に定める不公正な取引、不当な取引制限は行ってはならない。

取引先に対し、優越的な地位を利用して不当な不利益を及ぼしてはならない。

マキタと利害関係をもつすべての人との間で公平・公正かつ透明な関係を維持し、公正で誠実な取引をおこなわなければならない。

購入先を選定する場合には、品質、価格、ノウハウ、技術開発力、安定供給などの諸条件に加え、法令・社会規範の遵守、人権の尊重（児童労働および強制労働の排除を含む）、環境への配慮などの社会的責任を果

たしているかを公平に比較、評価し、最適な取引先を決定しなければならない。

不公正な取引等について不明な点があれば、法務課に相談してください。

11. 反社会的勢力への利益供与の禁止

反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、関係をもってはならない。

反社会的勢力および反社会的勢力と関係のある組織・個人とは、いかなる取引もおこなってはならない。

利益供与の禁止について不明な点があれば、総務課に相談してください。

内部通報制度

このガイドラインに反する行為を発見した場合には、内部通報制度によって報告・相談することができます。内部通報制度については、企業倫理ヘルプライン(内部通報)規程をご覧ください。

内部通報制度について不明な点があれば、内部監査室に相談してください。

倫理指針自己チェックリスト

あなたが普段の業務遂行の中で、倫理的な判断に迷ったときは、このチェックリストを使ってみてください。それでも決められない場合には、必ず上司、内部監査室、または関係部門に相談してください。

1. あなたのその言動は、法律に触れることはありませんか？
2. あなたのその言動は、マキタの経営姿勢、行動指針に合致していますか？
3. あなたのその言動は、家族が知ったらどう思いますか？
4. あなたのその言動は、社会からどう見られていますか？
5. あなたのその言動は、自分でも良くないとわかっていて、実行しようとしていませんか？